京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲前金一ヶ月金[illegible]▲六ヶ月前金[illegible]▲郵稅一月金[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 一月四日
發行兼編輯人 印刷人 山下英爾
發行所 京城西署西小門通 京城新報社 電話六六三番

新疆旅行記(續)

哈密と迪化府との間に車の通ずる三大路あり一は亞細亞地圖の最多數に記入せらるゝものにして哈密の北方約百里にして天山を横斷し巴爾庫爾を經由する古の官道なり、さ[illegible]巴爾庫爾に開[illegible]事ある近路あるも[illegible]人の通行せざる處なり次に最も近き路は吾等の通過せし路にて古城(獨逸の地圖に『グッチエン』とあるもの)を經由するものなり第三は吐魯番を經由するものにて電信は之に由る『タシーチ』を過ぐれば吾等の進は狹き岩山の峽路を出でゝ高原に進めり吾等は實に左方に見ゆる『アオ』山を貫通せるなり此大平原を吾等は三日の間旅行したるが支那人は之を戈壁砂漠の一部と思惟すれどもそは砂漠にあらずして草原なり蒙古人はこゝに數千の羊、馬、家畜及山羊を飼養しつゝあり北方は數千哩の廣袤を有して亞爾泰山脈に達し南方は數多の丘岡に中斷せられて漸く『キルギッ』廣野に連なる、此等の平原に於ては通路は最早や冰雪により妨げらるゝことなかりき、哈密にては果樹は正に花咲き其他の樹木は正に綠にして支那人の小兒は裸のまゝ飛び回はり農夫等は双肌ぬぎ又鎭西の男兒等は市を流るゝ小川に浴しつゝありき、然るに四月十九日『ムリホ』に至りしに人は皆毛皮を其身に纏ひ樹木は少しも其芽を吹かざりき、雪は二三日間絶へず降り續き人は嚴冬の如く火鉢を圍みて蟄居しつゝありき、この地は古城より二驛隔たり彼の鎭西の一村の外には途中に見たる唯一の村落にして其人民は鎭西人と支那人と相半ばせり。

五月九日『デーリング』氏は『ウルムスチ』(迪化府)にて支那內地傳道の『ハンター』氏と協同して一家屋を借り入れ記て曰く上海に於ける外人の家屋と比較せば吾等が借入れたる小さき住宅は小屋にも足らぬものなれども新疆にては小じんまりしたる住み心地よき居室にして慥に旅舍よりは勝れり旅舍にては曾て得能はざる靜閑を有す、吾等の住宅の建てる屋敷中には尙約十二の家屋ありて其中には吾等の借家に三四倍大なるものあり其最大にして且つ最も手の[illegible]りたる建物は市街に通ずる大門に最も遠き處にあり、此等の家屋はこの屋敷中のあらゆる家屋を所有する團體に屬する人々の祖先の扁額を藏す、團體と言ふは即ち四川會館なり彼の大門は唯特別の場合のみに開くものにして大なる金字にて四の支那文字を刻す毎日屋敷に往來する人々は門側の小路を通行するなり市街地より來りて先づ入るは大なる細長き建物否な寧ろ庇蓋を有する庭と云ふべき所にしてこの內庭に團體の會合に用ゆる建物ありこれに相對し門の後方に演劇場立てり吾等の隣人は皆四川人なり知縣も亦四川人なるが吾等を訪問し去るに臨み其祖先の室に入りて之を拜せり彼は外國風に吾等の右手を握り且つ吾等兩人に一頭の羊と若干の米とを贈與せり彼の態度は叮嚀親切なりき。

米國視察談(續)

東京經濟學協會に於て 通商局長 石井菊次郎君演說

亞米利加で極く穩かなる說と云ふものは、關稅の率を定むるには各種の事情を斟酌しなくてはならぬが、此の米國に於て總體の上から一つの注意しなくてはならぬのは自國の勞働賃金の高いことであるのだ、デ外國の勞働賃金と米國の勞働賃金と差のある其の差だけを、米國に於て外國に對して引合はぬ貨物に課する、即ち賃金の差だけを普通の稅率に加へるのを以て限度とするのが最も穩當である、斯う云ふ說が專ら行はれて居るのであります、所が事實は中々賃金の差のみならず、其差に幾十倍する所の稅率になつて居る、況や米國に於ては工賃を非常に高め、又製造上に於ては色々進歩したる機械を應用して居るので勞働者の手を借ることが極めて少い、そこで或者は既に賃金の安い國から來た者に稅を高く課する以上は、進歩したる機械を用ゐて製造したる者に對しても一種の課稅をしなければ競爭が出來ぬと云ふことも、今是れの報復手段として考へて居る者があるさうでもあります、要するに今日では穩當なる稅とする所よりも遙に以上の稅率が、亞米利加に於て動かすべからざる原則になつて居つて此の稅率を改めざる間に於ては、米國の殖產界に於ける成功者は、如何なる程度まで自分の利益を進めるとも勝手と云ふ有樣になるやうでございます。

そこで一方に於て資本のトラストの、惡く言へば暴横を極めて居る狀態に對しては自ら反動が起らざるを得ない、そこで勞働者組合なるものが即ち此の反動となつて居る、彼等も一致結合して、一方に於て資本の結合が我儘に市塲を制して居ると云ふ以上は、一方に於て勞働者も結合をして、工業の一盛一衰を自分の思ふが儘にしやうと云ふ反動が起るのは勢ひの然らしむる所だらうと思ふ、現に勞働者の考と云ふものは決して自分は此位の仕事をして居るのだから此位の賃金に安んじやうと云ふのではない詰り勞働者の市場を制して、賃金は幾らでも自分の欲するが儘にジクテードする、命じて、此の賃率に服從せしめずんば止まず斯う云ふ勢ひになつて、一方に於て資本の結合に依て物價は自分の命ずるが儘にする一方に於ては勞働者の結合に依て賃金率を自分の命ずるが儘にしやう、即ち先程申上げましたカンペーン、所謂平和の戰爭に於て各々の方面に於て弱者を倒して一致團結して自分の意思を成功する、是れが詰り勞働組合の起る原因だらうと思ひます、又資本の結合に對する一の對抗力として起らざるべからざる自然の結果だらうと思ふ。

私は今晚は日米問題に付ては論及しない積りでございますが、要するに一口に申しますれば、日本人が亞米利加へ行くと云ふ問題は、彼等にとつては極く一部の問題で、此の問題の起るのも矢張り勞働組合と云ふ問題である、勞働組合の起りはどこであるかと云ふと、亞米利加全國の一事一物、皆な劇甚なる競爭から起る、從つて何でも一つの平和的戰爭、是れが一方にはトラストの起る原因であるし、又一方には勞働組合の起る原因である、此の方面から研究することも、日米問題の研究の一の材料ともなるだらうと思ふ、是れが私の視察中に考へた中で、此の經濟學協會の諸君の御耳に達して多少利益にならうかと云ふ一節でございます。(拍手)

ステッセル裁判(六)

有史以來の大審問▲露國陸軍の內幕▲日露戰爭最後の悲劇▲旅順要塞開城事件

▲ベールイ少將の證言

ベールイ少將曰く「金州の陣地は野戰陣地に非ずして關所なり。是れを以て砲兵隊は此陣地を固むるに適當なるものと假定せられたり。本陣地の使命は敵を北方より支ゆるに在りき。然るに戰鬪前には之を固めず、戰鬪最中には既に假定せられし武備すら之に施す能はざりき。然れども露國要塞砲は總數二百箇の彈丸を供給せられ、千九百年の戰利品たる支那砲は總數百四十六箇、後には百七十箇の彈丸を供給せられたり。是丈の彈藥は凡ての人の計算に據れば優に五日間を支ゆるに足りき。然るを何故に一日すら支へざりしや本證人は之を知らず。之に加ふるに尙本證人は陣地に供するに一晝夜分の豫備彈藥を以てし且陣地砲兵に對しては砲一門に付六十箇宛の彈丸を供給したり。之を積みたる貨車が大房身驛に着せしは五月十三日(二十六日)朝六時なりしが、其の貨車は何人かの命に據り同驛を距る五露里の所に引返されたり。蓋し同驛迄達したる敵の砲火を恐れたればなり。此の事に就きタフワテロフ中佐既に本證人に上申する所ありしが、今亦ルチエフ一等大尉も此の事實を本證人の前に承認したり。戰鬪後我が砲兵に對する誹謗を聞きつゝ本證人は彼等の行動を形式的に審問し、其の結果始めて、砲兵に對して樂包を射擊し、砲門を爆發して陣地を去るべしてふ命令が既に戰鬪前に與へられしことを知り得たり。……此の興味多き事情に依り、其の際ツレチャコフ將軍をも審問せしが、當時將軍の證言に據れば、戰鬪を距る三日前爆發器械を受領して、砲門及び砲彈を爆發すべく之を砲臺に配付したり。是れ出來得る丈陣地を明け放たんが爲なりき。勿論、味方の砲彈を速かに射擊して陣地を去るべしとの命令は與へられざりき。尤も一旦誤解に依りて退きたる砲兵が殘餘の砲彈を射擊し盡さん爲に再び陣地に歸りし塲合は在りたりと。ツレチャコフは正午十二時頃陣地砲兵隊長ウイソーキイ二等大尉の上申に依りて次の如く信じ居たり。即ち砲兵隊は其の豫備砲彈を全部射擊し盡したるが故に陣地を退却するの許可を與へられしものならんと。然るにフオーク將軍は彼等を大房身驛より陣地に歸らしめたるは彼れ自身なりきと聲名せり。是れ何が爲なりしや。彼等を空しく殺戮に委せん爲なりしや。彼等は旅順に取りて無用のものなりしや。斯の如きは是れ明かにフオーク將軍の特殊なる性格の致せし所なるのみ。而して退却の始まると共にフオーク將軍は旅順に去りたり」。

此の時はフオーク將軍は席を蹴立てゝ勢ひ猛にベールイ將軍に打つてかゝり「貴下は被告が被告の手に委ねられたる陣地を棄てゝ旅順に逃げ去りたりとの廉を以て被告を罪定せり。然れども是れ死刑を以て罰せらるべき重罪なりや。貴下は單に風說を基礎として果して能く此の事を斷言し得べきや。否々、被告は玆に表明して、被告が旅順に入りしは七月の初めなりしことを斷言す」。

ステッセル將軍も亦其が七月十七日なりしことを證明せり。

ベールイ。「本證人は戰鬪に參加したる部下將校及び他の將校より、貴下(フヲーク)が大房身驛より旅順に去りしことを聞きたり」。

フヲーク。「貴下は此の事を信せりや」。

ベールイ。「其の當時は信じたり。或は貴下は旅順まで到達するを得ざりしならん。然れども貴下が陣地を出發せし事は其當時他人よりは以上の如くに解せられき」。

十二月中の仁川貿易

▲輸出 輸出重要品たる米の出廻りは其の出盛り時期なるにも拘はらず地方暴徒の騷擾の爲め入津至て薄く本月中の輸出高は十一萬一千八百餘圓にして前月に比し約三萬圓の減退にして前年の今月に比すれば十四萬二千餘圓の減退なり豆類は後半月に至り入津俄に增加し相應の輸出あり其額二十七萬一千餘圓に上ほりたり牛皮は本月に入り出廻り相應に之れあり加ふるに阪地好況の聯絡高かりしかば輸出大に振へり下旬となりては銀塊暴落の結果阪地の相塲俄然不味となり從て當地に於ける氣配著しく不況となりたれば韓商は一般に賣り控へとなり輸出一時杜絶するに至れり此の他海參、牛骨、人參、畜類、紙、糠、毛皮、獸脂、小麥等の輸出は其額僅少にして取分けて記すべき程のことなかりき

▲輸入 米の廻着減少に連れ輸入品の賣行捗々しからざる而已ならず韓人向雜貨の輸入は玆に一段落を告げ唯正月用雜貨の輸入は相應の額に上れり近來銀塊相場の低落は益々甚しく上海爲替相塲漸次高騰して未曾有の高價を示すに至りたれば淸商の輸入する金巾綿布等は比較的多數に上ほれり前月に比し輸入を增加せるは季節品たる綿織糸、打綿、衣服及附屬品、日本酒、蔬菜其他の飮食品なり

▲輸出品

品名	數量	價格
豆類	一〇、四二三、五四三斤	三〇一、八三六
海參	四、九二〇	一、八四一
牛骨	三五、七五〇	一、五三四
紅白人參	一二〇	二、二九九
穀類	五六、四六〇	二、六四九
牛皮	二〇八、七二一	四一、三二三
畜類	二九八頭	五、九四五
紙	一三〇斤	六八
米糠	一、七五〇	一、九五五
毛皮	二、七〇〇枚	五四〇
獸脂	三、八九〇	二、六〇六
小麥	九〇、八六七	二、〇九〇
其他		四、〇六四
計		四四八、五九九

▲輸入品

品名	數量	價格
生金巾	三、一六六疋	一五、八七三
晒金巾	一〇、四九六	五四、二二〇
シーチング(日)	五〇、二八〇	二三〇、九八六
同(外國)	二、三三三	一〇三、一七四
色金巾	七、三四八	三七、八八五
寒冷紗及リス	三、一八〇	三、五六四
天竺木綿	一三〇	三二一
雲齊布	六四〇	二、八一六
日本木綿	一、三〇八	五、七五五
外國木綿	一六、四三三	一七、六九三
織綿糸	一、八四六	四、七七二
生綿及打綿	一八四、〇九五	七〇、七〇三
手巾及浴巾	三三、六六六	三一、一三三
絹布	一〇、一三三	六、三七〇
麻苧布	三、四四〇	三九、四四五
毛織物類	六七〇	二、一三三
混織物類		五、三八五
衣服及附屬品		二七、八六四
其他		一六、六九六
鐵條及鐵板	九九、〇八五	五、〇〇三
亞鉛鐵板	三五、七五五	二、八四七
鐵釘	一一、三七五	一、一一〇
其他金屬	二七、四九〇	一〇、七〇五
金屬及製品		六九、八六三
生乾果實	三七六、七九〇	一五、三三九
麥粉	二四七、三九〇	一三、二〇九
米穀物類	一五六、九一四	九、一三三
砂糖	一四〇、二九〇	一〇、四三〇
食鹽	七三九、〇〇〇	二、八九八
醬油及味噌	一六、〇七六	五、五八一
日本酒及支那酒	三四四、五八五	[illegible]
麥酒	一五八	[illegible]
葡萄酒其他飮料		一、三六一
菜蔬其他飮食物		四三、三六八
建築材料		七、五六三
石炭コークス	一〇、〇三三	七七、四一八
紙巻莨		六六、二四二
刻莨	四、二三六	三、三二〇

小說 紅のみだれ(六十四)

永井櫻園

濟之助は氣の毒げに見守つて、

「苦しいのですか。」

「さうもまた、長く話してると苦しくて堪らない。」と、暫く休むだ後

「けれども、人間と云ふものは意志の弱いもので、那樣境遇になつても、まだ彌張れ前の事が忘られないで、只の一日も思ひ出さない日はなかつた、或時はモウ顏が見たくて堪られなかつたから、寄席へ出かけやうかと、宿を出かけた事もあつた、しかし、考へて見ればわたしのやうなものが度々寄席へ出かけて行くと、第一れ前が困るであらうし、自分でも前途多望の身をますます窮境に入るやうなものだと思つて、折角出かけながら又引返して了つた、そればかりじやあない、これまでは、不充分ながらも多少は景氣を添へて遣る事も能たけれど、これからは、志の立つまでなかなか然う云ふ事も爲て遣れないから、こりやあ夢でも見た積になつて、暫く居所も知らせず、音信も爲ないで、目的を達して曉に、再び會つて今日の事を昔話に爲やうと決心して居つたのだ、だから私の境遇を聞いて下れりやあ、音信しなかつたのも決して無理ぢやないだろう。」と、漸く語り終つた。

「そりやあ無理です、無理です、妾ゆゑに那樣事になりなすつたのなら、何故斯々と聞かしては下さらなかつたんです、だからいくら貴郞はあんまり酷いと云ふのです。妾が意氣地がなくて、御相談對手にならないにした所で、譬ひ談合とか云ふ事もあるぢやありませんか、貴郞は御笑談に仰やつたのか知りませんけれど、いつやら日比谷公園で仰やつた事、妾は若や然う云ふ身分になれようかと、今日の今までも樂にして、片時も忘れた隙はございません、それだのに……と、こんな難義をなさりながら手紙一本下さらないとは、人の心を察しないにも程があります、眞箇貴郞は薄情ですわ……」

「だけれども、れ前のやうな妙齡人に心配さすのも可愛さうだし、いくら何だつて男一疋が、意氣地なく相談にも行けないぢやないか。」

「それが水臭いと云ふのです、貴郞の仰やる事は、赤の他人に仰やる事ですわ。で、れまでは奈何して行つて在居でなすつたの」

「奈何してといつて、外に爲方はないから繪を書いて、少しづゝ報酬を貰ひながら研究して居つたさ。しかし、私が此所に居る事を誰から聞き出した。」

「不思議でせう、思ふ一念岩でも徹すとは此事です、何うしても探ね出さなゐでは置かなゐ決心で居たもんですから、神樣が妾の心を憐むで知らせて下すつたのよ。」と、微笑む、

「松岡から聞ゐたんだろう、彼より外に知つてるものは無ゐのだから。」

「松岡さん……松岡さんと云へば誰方です」

「モウ忘れたのか、正月琴平亭へ一緒に出かけた、私の友人さ。」

「あゝ、那樣方には、あれきりれ目に懸つた事もありません。」

「では、誰から聞き出した。」



李允用歸れり

京城新報

英親王の隨行員として伊藤統監に從ひ東京に赴き彼地に[illegible]……宮內大臣李允用は[illegible]……宮中に[illegible]……人の官名を左に列記すべし

官名
承寧府總管　李恒九　李完用妻弟
侍從院副卿　[illegible]　李允用從侄
同　韓相鶴　李允用妹の侄
承寧府侍從　[illegible]　李允用妹の子
[illegible]　李允用の姪子
[illegible]　同人四從弟

韓美問題に付

韓美電氣會社電車賃値上に對し京仁各[illegible]……

●高麗燒採掘　[illegible]……日韓人合同の事業にて高麗燒を採掘する[illegible]と云ふ

●仁川デー　[illegible]……兩日を以て仁川デーとし例の如く[illegible]……にて焚火を爲す筈[illegible]……官民合同祝賀會を[illegible]……由にて信夫理事官[illegible]……

●豫算案提出　東京電報

四十一年度豫算案は十五六日頃貴族院へ提出せらるべく多少反對あるも二三修正の上通過すべし（四日發）

▲增税案委員會通過

衆議院增税案委員會は多數にて原按を可決せり

▲增税案と政黨

政友會は增税案賛成に決し大同俱樂部も石油税の外原案賛成に決す（以上三日午後發）

▲間島問題質問

韓國に於ける間島問題に關し神鞭代議士は本日議會に於て質問演說をなし日本の外交が遲鈍を極め實權を失するを一時間餘に亙りて非難せり（四日發）

雜報

●參與官會議　昨日は參與官會議の定例日なるを以て午前十一時石塚、木內、荒井、佐竹の各參與官は官邸に於て參與官會議を開きたり

●平南鐵道布設に就て　平南鐵道布設に就ては平南兩地の死活問題として同居留民は極力運動をなし政府に於ても同年度豫算に布設費を計上せしめたるも今議會の結果或は否決せらるゝなきやを豫想し同鐵道布設は韓國鐵道の收入を以てなす方針を採るべしと本國[illegible]……せりと

●安奉線踏査　安奉間軍用輕便鐵道は陸軍省より繼承し經營に追はれつゝ[illegible]對滿政策の確立と[illegible]軍省當局者との[illegible]路は軍用當時の儘[illegible]理に止めたり然るに期限も漸次接近せ[illegible]す同線路を精密に[illegible]愈二月中に着手す

●宮中の日語流行　小宮宮內次官は日語教師として御親講以來宮中に於て日語女官の間に流行し何事に依らず記臆し居る日語を以て用辨をなしつゝありと云ふ

●仁川居留民會　豫報の如く仁川民會は愈々本日午後開會の筈なり

●吊祭料と救濟贈與　彰義州警察署本野良雄氏在職中死亡に付內部大臣より吊祭料として金九十五圓を故巡查黑木壯一氏遺族黑木ツタに救濟金百圓を光武十一年二月十三日暴徒南原鎭衛隊及び同地郵便局を襲擊したる際左大腿部に貫銃劍創を負ひたる警部佐土原岩熊氏に同金五十圓を松井警務局長より各一昨三日贈與せり

●五時間の戰鬪　光州守備隊は一日夜昌平の西南二里に暴徒約三百集合しつゝあるの報に接し午前三時川田曹長の率ゆる一部隊を派遣す此隊は昨日午前十一時より約四百の賊と戰鬪五時間遂に賊の包圍する處となり曹長以下二名戰死一名負傷す應援として藤野中尉急行せり

上等兵の奮鬪

谷底に轉落して遂に賊を刺す

一月廿七日長承洞附近の戰鬪に於て守備隊步兵上等兵は斥候長として賊の逃るゝを追ふて籍項北方山地に於て一名の暴徒に追及せり此時暴徒は其附近に逃れ得ざるを知りしかば良民の如く擬し死を遁んとせり上等兵は直ちに之を生擒して先行せしめ山を下り小隊に合せんとせり然るに途中賊は不意に嚢中より賊魁の發せし命令書を出して路傍に投棄せり上等兵は之を怪み拾ひ取らんとする刹那賊は突然上等兵に迫り銃器を奪取せんとせり此に於て直ちに之に應じ空手格鬪を始め短身なる上等兵は肥滿長大なる賊と戰ひ或は上に或は下に兩々奮鬪しつゝ遂に六十米突余の谷底に轉落せり此間上等兵は銃劍を拔くに暇あらず死力を盡して賊の手首に強く噛み附き寸餘の皮肉を噛取せしも前齒三を折損し流血淋漓谷底に相鬪ふこと少時遂に之を組伏せ漸く銃劍を拔て之を刺す而して上等兵は剛毅勇猛之に屈せず終始小隊と行動を同うせり

●暴徒の通文と傳令　洪州警察署よりの報告によれば同管內唐津泰安の二駐在所は今回の新配置により日本人巡查を引揚げたるため同地方の暴徒は漸々勢力を得所々に左記の如き貼紙をなし洞民を威嚇するを以て納税を怠る者多しと云ふ

私通

右通告の儀は當今は是れ濁亂の世にして一面如何に廣濟衆生の道を道鑛せんか今此自衛團の事は假令我等の關する所に非ずと雖も結錢收税の事は宜しく當さに各面長の許に收合し以て國事義兵の爲に行費需用する又當に可なるに若し税を納むるが如きことあらば是れ日人に塊殺せらるゝに同じ義兵も民生を保つ意あるは勿論なり韓民たるに拘らず莫大なる公納を匪徒日人に上納す實に其之を思へば逆類に非らざるなからんや今我義兵の有らん限り幾十年に至るも永く上納する勿れ牢く忠義を守りて可なり此を以て深諒することを千萬幸甚

陽智倡義所

私通

右私通の儀は所謂義兵と稱し各洞里に出沒し晝夜を分たず民を縛し又は毆打して軍費軍粮を掠奪する者あり此は則ち賊類にして爲めに若干の富民を散亂逃走せしむるは此れ保國安民の道にあらずして則ち賊黨なり鄕里の居民が若干の錢兩も辨出する路なきに何を以て幾千兩幾百兩を出給するを得んや同胞倡義所は想ふに如此弊なし同胞倡義所は行ふ處令を發し到る處事由を明にし署名を殘さず各面長若し結錢を收むるあらば直ちに徵收の令を發するにより此言を忽にするなく毫末更に誤らるゝの地に至らしむる無きを千萬幸甚

陽智倡義所

各面長に各浦中に豆類米穀を永く防穀を爲さしむるは各洞各里貧寒の民が明年農作の爲にする事なり此後若し一升一合なりとも他へ輸出したる者は姓名を記し來告する事

各一進會處

傳令

嗚呼痛哉嗚呼哀哉天に二日無く民に二王無し今我義兵も亦大韓人民也各處一進會員も亦是大韓人なり其文籍を見れは甲午の年東學黨の發文內に斥倭の意を以て合力したるに夫何ぞや昨年私通內に名を一進と稱し日人を扶付して本國を亂攪し同胞を警害し若くは庶民の身を以て官府の處決を任意に撓く此れ何の法理ぞや此輩を以て讐を攻むるものなりと雖も實に之を思へは他國の羞耻を免れ難き所あり一士の民をして胡ぞ此に至らしめんや惜む可く歎す可きかな爾今以後法等一齊に歸化して安心樂土し以て其業に安ずれば反て善ならん胡ぞ相亂の弊あらん胡ぞ相討の端あらん然らざれば互に相戰ひ血は江水に滿ち戶は山巷に積み兩者必ず盡殺するのみ三回念此に及べは豈寒心痛身せざらんや仍て速に歸化して一は保國を以てし一は安民を以てし以て太平の地を享くるを當に宜しとす

陽智昌義所

●歸順者の累計　內部警務局の調査によれば一月卅一日迄に各道警察署及び警察分署へ歸順せる暴徒の累計は四百十六人にして之に憲兵隊及び守備隊の三百四十二人を加ふる時は七百五十八人となる而して一月十五日より卅一日に至る間の歸順者を各地警察分署駐在所別に表示せば左の如し

京畿道驪州警察署		十九人
同	砥平駐在所	七人
同	利川	二人
同	陽智	三人
同	廣州	十六人
忠清北道清州警察分署		七人
忠清南道公州警察署		二人
同	江景警察分署	一人
江原道春川警察署		廿五人
同	金城分署	十一人
同	原州警察分署	廿一人
同	江陵	二人
同	蔚珍	四人
慶尚北道榮川警察分署		一人
黃海道海州警察署		二人
計		百二十四人

●大韓協會支部設立決議　大邱なる廣文社副社長張相轍協成學校事務員權錫禹外二十名は大韓協會大邱支部創立の發起人となり一月廿九日西上面西內洞所在の達本學校內に集合し大韓協會の趣旨を贊成し支部設置の爲め集會人を勸誘し同情を得て人名簿を作成して認可せられんことを書面を以て大韓協會に送ることを決議せり

●米湖學會の設立　韓國の現狀を慨嘆し只是を救ふは教育の普及にありとし今回李丙陸氏等數名の發起にて米湖學會を設立する計畫にて其趣旨書を發表せり

●熊谷民長の新年宴會　京城居留民團長熊谷賴太郎氏の新年宴會は既報の如く一昨日午後七時より巴城館に於て開催されたり列席者は高瀨、河村兩副理事官、中村京城理事廳通譯官、漢城府尹張憲植、秋吉商業會議所會頭、和田民會議長及民會商業會議所兩議員京仁各新聞記者等五十餘名にて先づ熊谷民長の挨拶に次ぎ高瀨副理事官の答辭あり宴に移り翔翠樓薔薇妓杯盤の間を斡旋し宴酣なる頃曾我、秋吉兩氏の演說あり伊藤京城日報社長の發議にて熊谷民長の健康を祝し一同起立して乾杯したり夫より藝妓の手踊り等あり主客十分の歡を盡し和氣靄々の中各自散會せしは十一時頃にて頗る盛會なりし

●雜誌朝鮮の發行披露　一昨日花月に於て將さに發行せられんとする雜誌朝鮮の發行披露あり會する三十餘名高官紳士紳商及び新聞記者等にて式の如く宴會は催され發行主日韓書房の森山氏及び記事擔當者菊池釋尾兩氏の挨拶來會者の祝詞演說數番ありて弦妓數名は杯盤の間に周旋し更らに舞臺をしつらひて曾我兄弟の演舞餘興あり又會員の寄合番ありて近來の盛會なりし

大阪商船の取扱貨物

大阪商船に於て先月中に取扱ひたる輸出貨物の個數は三萬六千四百五十個其の屯數二千八百屯にして昨年の一月に比較すれば少しく增加したる傾きありと而して其貨物の重なるものは大豆（四割）米（三割）雜穀（二割）雜貨（一割）の準にして仕向港は大坂（四割）大連（二割）神戶（二割）其他各港二割の比例なりと

●軍用木材輸送　清津守備隊用木材一千五百屯を仁川陸軍運輸部より廻送することは既報せし所なるが右輸送船吉林丸は一昨日入港したるが積み込みに時日を要するを以て多分八日頃に仁川を出帆するならんと

●彈藥輸送　本日仁川出帆すべき馬山丸にて仁川陸軍運輸部より龍山兵器廠の彈藥一千個を門司に輸送する筈なりと

●伊淡面の村情　京畿道楊州郡伊淡面は郡の東北隅に位し南は木蘊面西は縣內面東は抱川郡山內面北は同青松面に隣し東西南二里半に亘り十八洞を抱擁す戶數九百二十七にして人口二千八百餘人と註せらる產業は半商半農なるも偶々酒店等を營み多くは農業に從事す產物は畑地に產する豆業にして富者少なく貧者の多きを免れず而して南地に通ずる通路は即ち北方漣川を經て元山に南方は議政府に達し幅員は一間乃至三間を有し日本に於ける縣道に相讓らず且つ平坦にして人馬の交通に便にして頻繁東西は各邑に通ずる里道に過ぎず昨年九月八日首魁閔肯鎬二百餘の暴徒を率ひて來襲以來金品を掠奪し被害尠からず加之ならず昨年十二月二十三日副面長陸贊錫は自衛團を組織せんとして暴徒の爲め毆打せられ遂に死亡するに至りたるの結果村內避難人續出するに至りたり玆に注意すべきは金演性なるものなり彼は嘗て成均館に學び博士となり近隣の尊崇甚だ深く土地に於ては多少の資產を有し妻妾二三を畜へありて一洞悉く博士の一家にして名門の譽高し故に屢々暴徒の誅求に會ひ遂に誘惑され匪群に投し領袖となるに至れり去る一月上旬歸宅家族を携へ飄然杳として其行處を知らず目下憲兵分遣所巡查駐在所ありて附近を巡察し暴徒の警戒に任し漸次秩序の回復を計りつゝあるを以て避難人の多くは歸洞し各其業に安んじ住民等て我官憲に信賴し永久在勤を希望して自衛に怠りなきも一度我官憲引揚ぐれは立ろに以前に倍する暴徒の被害を蒙るべきを以て當分駐在の必要ありと同地よりの歸來人は語りぬ

●一進會支會長の逮捕

潭陽郡一進會支會長張臺基は性質不良にして常に會員を使嗾し私利を圖るの評ありしが一月十七日同郡の面長十六名は打連れて同郡巡查駐在所に出頭し張臺基の誅求日々繁を加へ人民菜色あり願くは厚恩を垂れ窮鄕の殘民をして生命財產支保の途を得せしめよと訴へたるを以て同地駐在所に於て取調べたるに張は客年八月支會長に就職以來人民の私事非行を詮索摘發し或は訴訟を受理して裁斷し或は會員を匪徒偵察の名の下に各地に派し此村は匪徒を宿泊せしめたり彼の村は匪徒に食事を供したり日本軍隊又は警察隊に通告せば大罪免るゝ所なしと恐喝し金錢物品を騙取したる事屢々にして發見したる事件のみにても四十六件にして此金額葉錢二千二百九十七兩の多額に及べるを以て遂に同人を逮捕したりと云ふ

我文武官の敍勳（承前）

特敍勳二等　陸軍騎兵少佐　渡邊爲太郎
特敍勳三等　海軍少佐　田中　治平
同　海軍中佐　林原　穎一
同　機關中佐　奥村次郎吉
同　同　荒川　仲吾
同　主馬助　菊地末太郎
同　宮內大臣秘書官　近藤　久敬
同　警視　岡田　文次
特敍勳四等　陸軍步兵大尉　鈴木豐太郎
同　海軍大尉　島崎　友鎗
同　大主計　馬場　金吾
同　機關大尉　小西　省
特敍勳五等　陸軍中尉　半井　俊明
同　同　林　大八
同　海軍中尉　宮部　光利
同　軍樂長　赤崎　彦三
同　同　前田　安貞
特敍勳六等　醫部副長　大谷木長璣
特敍勳七等　馭者　池田　辰藏

同　尾崎　敏吉
同　掌車　瀨能　鑑清
同　外事課雇　坂田　耕也
同　膳部補　城野鉞五郎
同　同　富田　保

各太陽太極章
幷特賜太極章　宮內府勳五等　林　健太郎
同上　取者勳六等　片岡　辰吉
特敍勳一等　東宮侍從長侯爵　木戶　孝正
同上　內匠頭工學博士　片山　東熊
同上　內苑局長子爵　[illegible]　逸人
特陞敍勳二等　宮內書記官勳三等　栗原　廣太
特敍勳三等　式部官伯爵　小笠原長幹
同上　海軍軍醫少監　海上　[illegible]
同　主計少監　池田　[illegible]
同　大尉　石田幸太郎
同　機關少佐　平岩　[illegible]
同　軍醫　佐川　[illegible]
同　大尉　名越　[illegible]
同　警視　太田　[illegible]
特敍勳四等　海軍中尉　小倉　[illegible]
特敍勳五等　聯隊旗手　酒井　[illegible]
同　特務曹長　堀口　[illegible]
同　海軍上等兵曹　高橋　[illegible]
同　船醫師　永谷　[illegible]
同　上等機關兵曹　藤江　[illegible]
同　調度局屬　壁谷　[illegible]
同　膳部　枝本　[illegible]
同　橘　[illegible]
同　主殿屬　野口角太郎
特敍勳六等　內舍人心得　安田　[illegible]
同　同　山內　[illegible]
同　皇宮警部　山田　[illegible]
同　內匠寮技手　江中　[illegible]
同　宮內屬　金坂　正道
同　警部　星加　[illegible]
同　根岸　[illegible]

各賜八卦章

●三日參內者　昌德宮計五十四人內婦人二十五人重なるは宮內大臣李允用承候官尹德榮侍從院卿閔丙奭同副卿李會九承寧府侍從李龍漢同與一泳警視副監具然壽德壽宮計七十五人內婦人三十九人重なるは宮內大臣李允用承寧府總管趙民熙同侍從長金春熙侍從院侍從李奎九李晉九侍從武官鄭鳳鳳等なり

●村田牧師　平壤メソジスト教會の村田牧師は歸鄕中なりしが昨日歸任の途次入京一泊の上本日歸壤する筈なり

●印章規程　韓國各官廳にて使用する印章を左の如く內閣令を以て規定したり

第一條　各官廳にて公文處理に使用する印章寸法の區別は左の如し
一　內閣中樞院及各本廳印　方二寸（曲尺）
二　內閣及各所管官廳印　方一寸八分（同）
三　內閣及各部其他所管官廳內の局印　方一寸五分（同）
四　親任官章　方一寸三分（同）
五　勅任官章　方一寸（同）
六　奏任官章　方九分（同）
七　判任官章　方七分（同）
課印　方六分（同）

第二條　印章材料及書體は左の如し
一　材料　青銅、黃楊木、棒木
二　書體　篆、隸、楷

第三條　印章彫刻は左の如し
一　官印は官廳及局課の稱號に依る
二　官章は各該官名及又は職名に依る

第四條　官制の變革或は其他の理由に因て新造或は改造する場合には內閣中樞院及各部の官廳に限り內閣總理大臣を經て上奏裁可し其他は所管官廳長官に報請して認可を受け其鑑本を內閣に提す可し

第五條　本規定に定めたる印章の外に特殊なる印章の必要ある時は事由を具して該主務長官の認可を受けたる後に使用す

第六條　本規定に據る印章を從來使用する者は現今暫は改正せざるも差支なし

第七條　印章の製造と保管に關しては各該主務官廳の內規に依る

本令は頒布の日より施行す

●鐵道管理局の醫師招聘　前東京帝國大學助教授にして釜山居留民團病院長に招聘せられ[illegible]村保氏は統監府鐵道管理局の總請默止しがたく衛生事務囑託なる名義の下に過日夫人同伴來韓せられたり惟ふに是れよりして同部の衛生狀態は甚だしく其面目を革むることなるべく常に傳染病の[illegible]於て妙を得たる同官舍も此れより以後其批難の聲を絶つに至るべし

●大阪府人會設立　在京城の大阪府人は今回大阪府人會なるものを設立し各役員を[illegible]せり尚ほ同府人にして入會せんとするものは三好商店及び木島時計店の兩所へ申込むべしとなり

●ハウス博士入京　同博士は昨日午後九[illegible]日本より來韓入京せられ西小門內ジョン[illegible]氏方に投宿せられたる筈なり

●志文會　釜山の新聞記者連は這回標題の如き會を組織し毎月一回會合して平素の[illegible]

●韓人の種痘施行　內部にては天然痘流行の兆あるを以て一般に種痘を行ひ之れが傳染を豫防すべき旨達したることは曾て記せし如くなるが警視廳に於ては本日[illegible]

●仁川運輸部員の種痘　仁川陸軍運輸部員は昨日神部軍醫より種痘を受けたりと

秋月菊の傳　其七　聚生



人の至誠は鬼神をも泣かしめ天地をも懐かすに足るとかや、流石不敵の市作も並木が願せし一滴の涙に強慾無道の心の炎も消し鎮められけむ以前の醉ひ痴れたる態もなく兩手に膝を俯向きて所在なげなる狀態に並木は此所ぞと進めたる容体を正し、扨市作殿從來のこと鬼や角と言ふた所で返らぬこと云へば云ふ程愚痴になる男同士の話しには愚痴は禁物、云ふには今が善い處なれど私は何んにも云はずにれく、ヤ何より先きに見て貰ひたいは貴君の御家內の此の死態他人の私等が見てさへ在りとしも見ねぬ姿と淺ましさに身体が顫ふ程であれば最後の際の苦しさもさこそと察せらるゝ、異國の空に苟且ならぬ病に侵されて臥て居る身になれば知る誰れ彼れの疎かならぬ看護を受けたにした處で故郷の空戀しく懷かしと煩悶に胸の攪亂るゝものなるに天にも地にも只一人神とも佛とも恃み頼れる其夫は我身の病氣に愛相を盡し營業の繁昌に氣を緩し又其病氣を好き機會に女郎狂ひ妻狂ひに秋の日の暮るゝに早きを嘆き永き夜の曉近きを悔ふるのみか病氣の時には此の人計りを頼りなる醫師の來診をさへ斷られては女ならずとも貴君の此妻君ならずとも誰れにし譯の者でよいのみか恨めしいとも口惜しいとも思ふのかコリヤ當然のこと、と計り言男の身にした處で決して好い心持のするた處で、早い話しかれ互ひ天下を家とするつたなら並木の奴は女房に何か退け遊があつたのだと思はれない限りもないが痩せても並木勝平にはそんな賤しい量見もなければ又此の末ともそんな企みを仕ようなぞとの考へは口廣いことなから毛頭念慮に持つては居らぬ、盡樂か懸みか夫れは自分では判らぬが私の眞意は貴君方のみではない、誰方にした處でか夫婦親子愛情ようしていつ迄も／＼睦しふ其日を送つて貰いたいのだ、それ故にこそ何方にでもお氣に召らない云ひ草とは承知の上で厭なことを申上ぐるも度々なのだ、それを又何れも御承知の上で金錢こそなけれ貧乏こそ爲て居ん何があつても並木／＼と人にも立てられ安宿屋の主人にしては出來過ぎた大きな顏の仕通しで其日／＼を裕ちやないかヤア左して困つた吐息もつかずに暮して行く事も出來て居ますのだ、ヲー福田さん甚だ申惡いことながら貴君の此の頃の行状は果して人間―イヤ男として―他國に女房をつれたる者の仕振として恥しからぬ行作であると眞心れ思ひなさつてお出か今日只今の事にしても何かは知らぬが病人の御介抱とは恐れ入ります衣服を着更へ、まする間一寸と夫婦、

知らぬ顏の半兵衛處が邪魔げなものが居る哩と云はん斗りの面付で自分の部屋に引籠るとは萬一貴君が醉つて居ねば只そのまゝに置きはせぬ醉ふてれ居でと思へばこそ出來ぬ堪忍もして居升のだが此の所作から考へても此の佛への仕向け方も碌でなかつたとは察せらるゝ况して今日の所置振りはモシも貴君が人間並の心があつて出來ることか、病氣で臥て居る女房を他人でさへも行りかねる足蹴にして出て行つたのみか其女房の死目にさへ顏を見せぬのみならず看病をして居た人に只御苦勞との挨拶もなく何を爲に來やがつたかと云はん斗りの行り方は利巧な貴君にも似合しからぬ魔かついて居るのなら其魔は私が拂つて進せる本心に歸つて本心から佛に詫を爲て行んなさい、市作殿私しの文句は眞面目だ返事もあらう聞きたいものだと小さいながらも力ある聲もて市作に詰め寄せたり。

黒田太久馬の懺悔

美濃天一坊記事の効果

横暴不義の行を爲すは天の許さゞる所其の暴漢の手に苦しめらるゝ者は天の憐む所これを制しこれを救ふに法律ありと雖も巧みに權勢を利用する者には法律も執行する能はず愛に於て暴漢は益々毒威を逞ふして良民の血を吸ひ肉を啖ふて榮耀榮華の夢を貪り其の毒牙に斃れたる者は天に叫べども天聽へず地に訴ふれども地また答へず獨り恨みを呑んで路頭に號泣する者巷衢に充つ此の時に當つて天使となり斬魔の劍を揮つて奸邪獰惡の徒を懲し可憐の良民を塗炭に救ふ者は唯操觚者あるのみ本紙曾つてこゝに見るあり美濃天一坊と題し連載する所あらんとせしに前の統監府囑託黒田太久馬氏より此の記事は自分のことに似寄りて甚だ迷惑なるにより爾後掲載中止し呉れよとの交渉あり本社は黒田氏が官有地たる南山の老人亭邊に濫りに鐵條網を張り廻はし自分の所有地內に組込まんとするの不都合行爲を責めたりしに氏は韓人某より買受けたるものにして冒認せしものにあらず從つて不正行爲にあらずと辨疏するも本社は其の賣買を正當のものと信ずる能はず尚ほ前非を悔ひず惡事を遂げんとするかと諄々論ず所ありしに有繫に教育ある氏は大に懺悔し左の覺書を提出せり氏既に悔悟する所ありとすれば氏の迷惑となるべき天一坊の記事を連載するの必要を認めず一先擱筆すべし乍併氏の行動に就ては本社は將來監視を怠らず倘し一點にても不正行爲を發見する時は敢て假借する所なく筆誅を加ふるものなり

覺書

●貴社善意の忠告を容れ隆熙二年一月九日
●買入れたる南山の地所一千二百五十坪は
●之を抛棄し且鐵條網を撤回可致覺書如件
明治四十一年二月三日　黒田太久馬印
京城新報社御中

乘馬に蹴殺さる

母は負傷し子は即死す

去る三日午後三時半頃本町八丁目共愛病院前に於て此の椿事を生じたり事の顛末を記さんに

▲加害者　は三重縣志摩郡波切村の生れにて目下十七聯隊第三中隊の一等卒野村洋海(二十)なる者にて此の日軍隊より發信すべき電報を騎馬にて本町郵便局に持ち行き其の歸途なりしと

▲被害者　は長崎縣南高來郡伊福村の者にて目下本町八丁目に居住する坂口十作內縁の妻大崎パル(三十)及同人私生兒重一郎(昨年十一月生)の兩名にてハルは負傷し重一郎は即死せり

▲現場の狀況　野村兵卒は騎馬にて勢ひよく歸つて來る途上をハルは私生兒重一郎を懷にして通行中なりしが騎馬と見るより是れを右方に避けんとしたるに野村兵卒もまた右方に避けんとし此の時馬は物に驚きて足を揃ひて突進し手綱を曳けども止まらずアレと言ふ間もなくハルを蹴倒したるが馬もまたこれが爲めに仆れてハル重一郎母子の上に折り重りしが再び起き上りて雲を霞と軍司令部の己が厩に馳せ歸り野村兵卒は此時馬より墮ちて顏面其他に負傷したり

▲ハルの負傷　は左顳骨部及び左前膊外側一面に至る擦過傷、左手背は一面腫脹し醫師の診察によれば二週間を經ざれば全癒すまじ尤も本人目下精神激憤し居れることなれば確診する能はず四五日を經ざれば豫後の如何は斷言し難しと

▲重一郎の死狀　重一郎は左頭蓋骨、顱頂骨及び後頭骨は復雜骨折を起し顏面特に左頰部に於て一面に擦過傷あり而して死因は仆倒せる乘馬に壓迫せられたる爲め復雜骨折を起し腦質紛碎せしによると

▲加害者の悔悟　野村兵卒は馬より刎ね落され現場は前記の如き始末なるより負傷者ハルを曳き起し置きて軍司令部へ其顛末を自首したりと

●官營藥種店　京城郵便電信局の近所なる○○藥種店は從來客を逃す極めて懇切丁寧にして五厘一錢の買物にも決して客を粗末にするやうな事はなかりしが近來は如何なる都合にや多分時代の機運に促されて內部の改革を施せしものかソレトモ此の店丈官營となりし故か其の店員の橫柄にして無愛想極まる殆んど言語同斷といふべしマヅ入口を這入ると正面にはノッペリとした寛覇然たるハイカラ男が傲慢な面をしながら何にやら簿記帳見たやうなものを捻つて居る其の傍には是も横着さうな二十一二歳の番頭が椅子を幷べて腰掛け居りて始終女の噂やら客の惡口を叩き買物に來りし客に對して碌な挨拶をせず漸く十三四の韓人が店の火鉢の側に坐はりて商賣をなし居る有樣なるが顧客は近頃同店の無愛想なるを憤り[illegible]他の店へ足を運ぶとかの投書

●商主家を種に驕る　本町一丁目の笠井喜之助方に古賀一郎(二十五)と呼べる店員ありけり度々の不都合を爲せども若い者なればとて其の都度說諭を加へて未練を加ね居りしが生れ付たる惡性は矯めがたく更らに改心の模見にざるより去月二十日遂に解雇せしに一郎は豫て笠井商店より本町五丁目の雜貨店小北米藏方に赤毛布二百五十九枚の販賣を依托しあることを知り居れることゝて二十二日に米藏方に至り笠井の店員と稱し其の毛布を取り出し直らに旭町三丁目の南貿店へ持ち行き金二百圓を借り其の金にて場所もあらうに同じ本町の一丁目に一家を構ね素知らぬ顏の半兵衛で暮して居るを早くも笠井方にて氣付き恐れながらと其筋へ告訴に及びたりといふ

●不心得の亭主　夫れ熟ら／＼惟みるに夫婦は一生の苦樂を共にし運命を同ふせざるべからざるは古へよりチャント寸法の極り居るもの剩へ明治の聖代には畏多くも敕育勅語の明文にも記しあるものなるにも拘はらず這は又根つから量見の違つた奴共なり處は當地花園町四番地料理店原籍岡山縣生れ前野周兵衛(四十五)は分別盛りの好い年をしながら十一年間も連れ添ふ內縁の妻金岡ヒサ(三十)を嫌ひ近所の或る淫賣婦に首ッ丈となりて血道を揚げ居りしがヒサは漸く近頃に至り夫の行動が如何にも變なるより段々探りを入れて見ると果して如上の始末なるより妻は四五日前夫の前に詰り寄り和郎さんは全体何んと間違ひましたと胸倉を取つて其の不都合を責めし末わたしにも夫れ相當の覺見がありますと其の儲店の賣上げを攫ッ拂ひ家出せしが其の當座こそ腹立ち紛れにそこらを彷徨付き居りしも金は無くなるサテ身の振り方は付かずなりしかば已むなく家に舞ひ戻りたるに這は如何に見掛けぬ女の長火鉢の前にキチンと澄し居りたれば必定例の淫賣婦に違ひなしと思ひ大に亭主に其の不人情を詰りたるに亭主も先きの女と一緒になりて暴言を吐くにぞ今は口惜しくて溜らず直ちに南部警察署に訴へ出でたるが又々話變つて亭主の方よりも自分の女房が店の賣り溜を攫ッ拂つて逃走せし罪を訴へ出でしに署長は兩人を說得し亭主の不都合を叱咤せしが結局圓との鞘に治まりて無事に濟みたりと

●囚徒逃走(間もなく捕へらる)　京城理事廳監獄署に繋れ居れる囚徒妹尾重吉(三十)は昨四日午前八時監守の隙を窺ひ逃走して長谷川町一丁目の飲食店九州樓に押し上り一寸一杯の榮華の夢忽ち覺めて十一時には元の監獄署に連れ歸られたり

●新美形(三名)　岩戸神樂の昔より女ならでは夜の明けぬ國の民草が此の京城へ移し植へられ女々と餓鬼どもの呼はゝ聲喧びすきは何ぞ[illegible]して利益を得んとする輩[illegible]

象無象の莫連女を連れ來り既に藝娼妓三百餘名淫賣婦千を以て數ふるの多きに至れるも尚は供給足らずといふ有樣にて爰にまた新町遊廓の清月樓にては群馬縣佐波郡剛志村の幸八姪關根ナカ(十五年十月生)を三年二百二十圓にて抱ゑ源氏名を千代吉と命じたいーがまーに名を知られたる宮城縣亙理郡逢隈村の鶴松長女清野キミノ(十六年五月生)を三年二百八圓にて雇ひ源氏名を乳姉妹に倣ひて君榮と號け靜岡縣富士郡大宮町の定七長女渡邊タメ(十四年二月生)を三年百八十圓にて召し抱へ源氏名を歌之助と稱し何れも今日より店先に陳列する由なるが倘ほ聞く處によれば歌之助には四つになる私生兒があつて名を萬吉と呼べるとか

●仁川花柳だより　仁川に老妓招待會有之旨タイムス紙に相見ヘ申候處近頃又舞妓招待會を催さんと目論見居る粹樣有之由先づそが招待に與るべき舞妓は鱗の笑太郎を筆頭とし八阪の桃子、朝岡の小桝、チヨ子、などにて薩摩芋とれ豆、牡丹餅を御馳走する由候▲過日八阪の火災保險の宴席にて一山の淸駒が片肌ぬいで大氣焰を吐き千早拍子と掴み合をなさんず權幕なりし由アナ恐ろしき沙汰に候▲同樓た一拍子。妓共を可愛かるので姊さん／＼となつくのを見たる某無粹者眞實の妹と誤り曰くれ一の妹が皆藝者をして居ると、八間もこう砕けないのも困つたものに候▲一富士の花奴千二百圓は八百圓が値打なりと某通が申れ候

●立春　本日は立春にて午後一時二十分より愈よ春の季に入るなり

廣告

第二十二期營業報告

貸方 負債之部	
諸預り金	五、一二〇、六二八・九二一
仕拂送金爲換手形	二二、四〇四・一一〇
借入金及再割引手形	一、四三四、一六六・九八〇
他店ヨリ借(西四ケ所)	四五四、八五三・七五〇
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
積立金	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
仕拂未濟配當金	[illegible]
當期利益金	一四〇、九一六・二〇〇
合計	一〇、二七三、〇七七・三八一

借方 資產之部	
諸貸出金及割引手形	七、〇三三、九八〇・一九〇
荷附爲換手形	二四五、〇〇四・一六〇
預ケ金	[illegible]
諸公債證書及諸株券	[illegible]
他店へ貸(三ケ所)	[illegible]
營業用地所建物什器	[illegible]
拂込未濟資本金	[illegible]
雜勘定	[illegible]
金銀有高	[illegible]
合計	一〇、二七三、〇七七・三八一

損益勘定

一金五拾七萬七千九百六十四圓五拾貳錢　當期總益金
內
金四拾五萬壹千六百參拾貳圓七拾五錢　當期總損金
差引金拾貳萬六千參百參拾壹圓七拾七錢　當期純益金
一金壹萬四千五百八拾四圓四拾參錢　前期繰越金
合計金拾四萬九百拾六圓貳拾錢　當期利益金
此配當計算左ノ如シ
金貳萬圓　積立金
金貳萬圓　別段積立金
金七萬五千圓(年一割)　配當金
金五千四百圓　役員賞與金及交際費
金貳万五百拾六圓貳拾錢　後期繰越金
右之通ニ候也
明治四十一年一月
大阪市西區北堀江通
株式會社第五十八銀行
取締役頭取 高橋長秋
同 副頭取 楊井佐兵衛
取締役 楊井松太郎
同 富士田卯之助
同 小川爲次郎
同 森本清兵衛
同 菅原大太郎
監査役 小林林之助
同 森脇茂
相談役 安田善次郎
韓國總支店總支配人
前記之各項調査候處相違無之候也
監査役任期滿了ニ付改選ノ處何レモ再選就任セリ

謝近火御見舞

京城本町七丁目 園田梅吉

京城本町七丁目 天狗屋小間物部

京城本町七丁目 漬物商 石村商店

京城本町七丁目 酒類商 安永支店 玉井健市

京城本町七丁目 動物製商 中岡音次郎

京城本町七丁目 食料雜貨商 久一商店

京城本町七丁目 綿物雜貨商 原貞一

京城本町七丁目 菓子商 神宮商店

京城本町七丁目 賣藥高麗蔘商 高橋商店

謝近火御見舞

京城本町七丁目 古着商 永井新之助

京城本町七丁目 下駄商 しのや

京城本町七丁目 小川病院

會席御料理並に仕出し

京城西小門内 福來亭

馬牛犬豚の診察治療御依頼に應す

京城明治町三丁目 小川家畜醫院

新炭松丸太

弊店儀從來永登浦に於て營業致し居り候處此度左記の處に於て開業一層勉强可仕候間多少に不拘御用命の程伏て奉願上候

京城南山町三丁目百四番戸 日本人倶樂部南入角

川西商店

日韓病院

一般患者之依頼に應す

京城新王城大漢門前
院長 橋本三男
醫員 吉田定見
同韓國軍醫 蔡永錫
藥劑師 濱口源太郎
會計 井口平治
隔日出張 龍山青木病院長 青木清六
入院隨意

大貨物賃金

來る四月一日より當局全線大貨物及旅客賃金左の通り實施致候

種類品名	運賃計算上の單位	運賃率 二十哩まで	廿一哩以上五十哩迄	五十一哩以上百哩迄	百一哩以上二百哩迄	二百一哩以上	最低運賃	備考
斤扱大貨物	一百斤一哩	九厘	四厘	四厘	二厘	一厘	九錢	
噸扱大貨物	一噸一哩	五錢	四錢	三錢	二錢	一錢	五十錢	
動物 牛、馬	一頭一哩	十錢	八錢	六錢	四錢	二錢	四圓	四頭以下は四頭分を取る
動物 犢、駒、羊、豚	一哩	五錢	四錢	三錢	二錢	一錢	四圓	八頭以下は八頭分を取る

但し計算は累算法に依る

旅客賃金

三等 一人一哩に付
五十哩迄 三錢
五十一哩以上百哩迄 同 二錢五厘
百一哩以上二百哩迄 同 二錢
二百一哩以上三百哩迄 同 一錢五厘
三百哩以上 同 一錢
但し計算は累算法に依る
二等賃金 三等賃金の七割五分増
一等賃金 同 十五割増

哩程の通算

從來京釜、京義及馬山線共相互間直通輸送の場合に於ける運賃は小手荷物の外總て各線各別の計算としたるも四月一日よりは發驛より着驛まで哩程を通算し所定の賃率を乘ず

日本内地との連帶運輸

四月一日より京義及馬山線各驛と帝國鐵道廳東海道、北陸、關西、山陽及九州線の主要驛相互間連帶運輸の便を開き直通輸送を爲すべき豫定にて目下其筋へ交渉中に屬し右開始の曉には以上哩程通算法に依る賃金の低減と共に北韓方面の交通に一大新生面を開くに至るべし

明治四十一年一月

統監府鐵道管理局



新造最良口附紙巻煙草
진조최량제품부리지권연초
滿月

熊平製造金庫

京東 竹内製金庫
大阪二重販並ニ回轉式 消火器

韓國販賣部 京城本町一丁目
熊平商店
電話六二四番

諸官衙用品調達

營業科目
紙類 書籍
印刷附屬品
印刷インキ
防腐デシン
穀物 食鹽
織物 染料
各學校用品調達

并に委托販賣

東京 合資會社 アライアンス商會代理店
横濱 百七十六番 ビユームエンドライフ商會代理店
東京 千代田生命保險相互會社代理店
東京 博文館發行書籍特約店
東京 金港堂發行書籍特約店
釜山 臺鹽合資會社食鹽特約店

藤田合名會社
本社 京城明治町二丁目 電話二三〇番
出張所 東京京橋區南鍋町一丁目 電話新橋三九六二番

一各種石炭大販賣

大の浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
ストーブ用として右三種取寄せ貯炭罷在り御希望に從ひ多少に拘はらず迅速御届け可申上候

三池粉炭
鍛冶用として貯炭罷在り多少に係はらず御用に應じ可申候

當社一手販賣炭左之通り
三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波黑、藤棚
本洞、大の浦五尺、大の浦三尺、笹原、滿の浦
芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等

三井物産合名會社
京城出張所（電話二十六番）
仁川出張所（電話六十三番）

[illegible]材木、竹類、[illegible]灰

座敷廻り諸材料特に注意取揃あり

右本年は多額輸入可仕特別廉價販賣仕候間多少に不拘御用命願上候

小森材木部

京城旭町一丁目
電話七四四番
本宅四〇五番

韓國京城 株式會社 大韓天一銀行

電話五五八番

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候

資本金三百万圓
本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山 仁川 平壤 鎭南浦 安東縣

株式會社 第五十八銀行京城支店

（電話五八番）

爲替取組先
畿内 二十七ケ所
東海道 二十八ケ所
山陽道 十三ケ所
南海道 七十五ケ所
山陰道 十三ケ所
北陸道 二十三ケ所
臺灣 十ケ所
西海道 二ケ所
韓國 三ケ所
五ケ所 九ケ所
一ケ所

薪炭 たろし 小賣

食料品 雜貨 諸官衙御用達

京城長谷川町一丁目 神野商店

移轉廣告

當京城支店今般都合に依り南大門外御成町五十番戸千葉舘前側に移轉仕一層業務勉勵確實可事を主とし迅速に御取扱可申に付御用御仰付奉願候追而御用命の際は取次ぎ電話一二九番御呼出被成下度候

仁川驛上

通關保税貨物
鐵道貨物取扱

通關運送 小宮山本店（電話七一六）
同 支店 取次ぎ（電話一二九）

誠實と熱心を以て訴訟登記其他諸般の代書依頼に應ず

明治法律學校出身
增本好三郎事務所
京城本町一丁目一番地

代書并ニ測量製圖
漢城府土地證明
手續代辨

日笠義則
京城本町壹丁目 理事廳前

訴訟、鑑定、契約證書、請願届等の周旋
代書、土地家屋賣買、金錢貸借、電話賣買

明法學士 小川勝平事務所
京城本町一丁目警察署前
電話四十一番

諸願届、登記書類の代書、土地家屋賣買、金錢貸借の周旋、漢城證明手續、土地家屋及未開墾地測量

岡田幾三郎
旭町一丁目民役所横
取次電話二六八番

▲貨物本船積御運送
▲龍山行其他近海
右の外艀に關する一般の事務

仁川港仲町一丁目
福島組（電話五三五番）
同 波戸場出張所（電話五四二番）

會席御料理並に仕出し

西小門内 横濱亭

日本郵船株式會社
仁川出帆廣告

貨物及船客取扱店
仁川海岸通 郡回漕會 電話三九番
京城南大門通 巴商店 電話三〇六番

● 釜山長崎門司神戸行
相模丸 二月十八日 後三時出帆

● 群山、木浦、釜山、門司、神戸、大阪行
浦汐丸 二月 日 後三時出帆
第一ネハコ丸 二月七日 後三時出帆
伊勢丸 二月十八日 後三時出帆
高松丸 二月十一日 後三時出帆

● 大連行
伏木丸 一月十八日 後一時出帆
營口丸 二月 日 後一時出帆
新潟丸（船客不載） 二月八日 後一時出帆

● 大連、芝罘、秦皇島行
相模丸 二月八日 前九時出帆

● 釜山出帆、元山行
弘前丸 一月十一日

御注意 御乘船の際は税關波止場より本船迄送迎船にて御送迎可申候送迎船は本船出帆の約五十分前に税關波止場出帆の事